

「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条を受けて、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動にとり組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見にとり組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために策定した。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示していく。

2. いじめ問題にとり組む校内組織の設置

「いじめ防止対策推進委員会」

- ・構成メンバー～校長、教頭、生徒指導係、各担任、養護教諭、（場合によりスクールカウンセラー）
- ・毎週1回（定例）
- ・生徒の日常生活の様子を情報交換すると共に、いじめを未然に防止する策を話し合っていく。
- ・委員会の内容は、校内サーバーに保存し、全教職員で情報を共有すると共に、具体的な対策が必要な場合は、構成メンバーに加え、関係学年、担当も参加し、拡大委員会として随時開催する。

3. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

別表の内容を基本とし、事例に応じて、いじめ防止対策推進委員会で対応策を協議していく。具体的な取り組みとしては次のとおりとする。

- ・教育相談（5月、10月、随時）
- ・各種アンケートにて、生徒の様子をチェックし、生徒のサインを見落とさないよう警戒をしていく。
 - *学習アンケート（7月、11月）
 - *生活アンケート（6月）
 - *いじめアンケート（6月、12月）
 - *保護者アンケート（12月）
- ・生徒指導委員会やいじめ防止対策推進委員会における情報交流（毎週1回）
- ・生徒指導に関する情報の共有（本校サーバ内フォルダに情報を保存・蓄積）

4. 教育委員会と関係機関等との連携

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を協議する。また、同様に生徒・保護者よりいじめによる重大事態に至った旨の申し出があった場合も同様とする。いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携をとりながら対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

5. 保護者への連絡と支援・助言

いじめの事実が確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実関係により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対し適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7. 学校評価の実施

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価に項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

<別表>

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

I 学校全体としての取り組み

		生徒へ直接関わる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○人権教育、情報モラル教育の充実 ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等のルール作り、ケータイ教室の実施 ○生活の様々な機会を通じた判断力の育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である生徒への声かけ ○教育相談や生活アンケートによる情報収集 ○日常のいたずら、物の紛失等が生じた場合の毅然とした対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の管理・指導 ○保護者アンケート 	
い じ め の 早 期 対 応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時の見回りなどによる被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心 情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と 協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実の確認と、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度の提示 ○再発防止のための正しい判断力の育成 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察・児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすること への理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞 くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪 等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心 情の把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と 協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○再発防止のための正しい判断力の育成 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすること への理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞 くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪 等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」姿勢の提示 ○本人や周囲からの聞き込みによる、つらさの的確な把握、迅速な対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心 情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と 協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度の提示 ○再発防止のための正しい判断力の育成 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすること への理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞 くこと
直接関係がない生徒		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさを理解させる指導 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず 学校や保護者に通告できるよう指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を形成 	

II 家庭や地域との連携

各家庭（P T A）での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発活動（参観日、学校行事、P T A行事、各種発行物にて） ○子どもの頑張りをしっかり認めてほめること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙（参観日、学校行事、P T A行事、各種発行物にて）
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつ、声かけ、見守りの依頼 ○地域における生徒の様子の情報提供の依頼